

大東文化大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 大東文化大学（以下「大学」という。）における自己点検・評価活動の客観性を担保するため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、大学の内部質保証の方針に基づく自己点検・評価活動を第三者の立場から評価し、教育研究水準の向上と、組織運営の活性化に資する提言を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 大学等の教育機関の教職員又は学識経験者
- (2) 経済界の有識者
- (3) 大学のキャンパスが所在する地域の有識者
- (4) 本学を卒業した者又は本学大学院を修了した者
- (5) 前各号に定める者のほか、大学に関し広くかつ高い見識を有する者

2 委員会の委員は、学外の有識者等の中から、大学内部質保証委員会が選考し学長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その職務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 4 委員長及び副委員長は、学長がこれを指名する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(運営)

第6条 委員会は、必要に応じて、外部評価委員会の委員長がこれを招集し、その議長を務める。

- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。
- 3 委員会は、必要あるとき、関係部署に資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の運営等に関し必要な事項については、委員会の議を経て定める。

(主管部署)

第7条 委員会の事務は、総合企画室総合企画課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学内部質保証委員会の委員長からの提案を受けて、学長が行う。

附 則

- 1 第5条の規程に関わらず、令和3年4月選出の委員の任期は、2年とする。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。